

介護保険 制度の改正 について のお知らせ

新しい社会保障制度として平成12年度にスタートした介護保険制度は5年を経過し、この度、介護保険法の一部が改正されました。

この改正法は原則来年4月からの施行となりますが、次のことについては今年の10月より先行して実施されますので、その概要についてお知らせいたします。

1. 施設給付の見直し

従来、施設入所者の食費（食材料費を除く）、居住費は介護給付の対象でしたので、それらの一部を個人負担していただいておりますが、在宅と施設の利用者負担の公平性を図ることなどから、10月以降は介護保険3施設（ショートステイを含む）における食費、居住費及び通所系サービスにおける食費は見直され、保険給付の対象外となり、全額自己負担となります。

介護保険3施設.....介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護老人保健施設
介護療養型医療施設（療養病床等の介護保険適用部分）

2. 特定入所者介護サービス費の実施

食費、居住費の見直しにより利用料の負担増が見込まれますが、市民税世帯非課税（本人を含む）の方や生活保護受給者等で申請のあった方については食費、居住費について負担限度額が設けられ特定入所者介護サービス費として給付を受けられる可能性があります。

給付額は基準費用額（施設における食費、居住費の平均的な費用を勘案して国で定める額）から負担限度額（所得の状況等を勘案して国で定める額）を控除した額になります。

ただし、施設において設定している食費、居住費が基準費用額を下回る場合は当該額と負担限度額の差額が給付額となり、施設が負担限度額を超えて負担を徴収している場合は給付の対象とはなりません。

なお、申請については対象となる方に、後日申請書等を送付する予定です。詳細については別途お知らせいたします。

| | | | | |
|-------------------------------------|---|------------------------|---|-----|
| 施設における食費、居住費の平均的な費用を勘案して定めた額（基準費用額） | - | 所得の状況等を勘案して定めた額（負担限度額） | = | 給付額 |
|-------------------------------------|---|------------------------|---|-----|

3. 高額介護サービス費の改正

現在、高額介護サービス費は月々の介護サービスの1割負担の合計について所得に応じ上限額が設定されており、それぞれの負担上限額を超える額が高額介護サービス費として保険給付がおこなわれています。今回の見直しで、下表のように、負担上限額の設定が変更されます。

| 区 分 | 負担上限額 | |
|---|---------|---------|
| | 変更前 | 変更後 |
| 市民税世帯非課税（本人を含む）の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者 | 15,000円 | 15,000円 |
| 市民税世帯非課税者（本人を含む）で、そのうち「合計所得金額+課税 年金収入額」が80万円以下の者 | 24,600円 | 15,000円 |
| その他の市民税世帯非課税者（本人を含む） | | 24,600円 |
| 市民税本人非課税者で世帯員に課税者がいる者 市民税本人課税者 | 37,200円 | 37,200円 |

問合せ 高齢介護課（☎内線354）